

第三者評価結果

事業所名：キンダーガーデンこばと

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b

<コメント>

・当園は、社会福祉法人新考会の傘下であり、基本方針は法人の理念との整合性が確保されており、全体的な計画は、園の保育理念、基本方針、目標にもとづいて職員参加のもとに作成されています。

・全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成されています。なお、全体的な計画は、定期的に評価、見直しを行い次の計画の作成に生かしています。

・カリキュラムについても、法人の示したものをもとに作成されています。

・全体的な計画は法人に所属する各園の地域の実態に応じた計画につながるようなものとなっているかについて、再度の確認が望まれます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a

<コメント>

・子どもが心地よく過ごせる環境を次のように整備しています。

・保育室の扉は子どもが手を挟んでも痛くないような造りになっています。保育室は室内の温度、湿度、換気、採光、音などを適切な状態に保つなど子どもが安らげる空間となっています。

・午睡時には、静かな音楽をかけたりするなど眠りやすい環境を整えています。

・また、トイレは明るく子どもの年齢に合わせた大きさで、プライバシー保護のため仕切りを設けています。

・家具、遊具等の素材は木で温かみのあるものになっています。なお、おもちゃは業者によるアルコール消毒を行っています。ベッドは金曜日に消毒、遊具は毎日消毒しています。、タオルケットについては各自持参しています。

<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

・子どもの発達と家庭環境等から生じる一人ひとりの個人差を捉えようとして、人権に十分に配慮した関りを行っています。

・年度の初めほか必要な機会を捉えて、職員に対し、職員心得や人権に配慮したマニュアル（児童虐待マニュアル、不適切な保育防止の心得、個人情報について、等）にて子どもの人権を尊重した言葉がけ等の対応をするよう周知しています。

<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
--	---

<コメント>

・子どもが基本的な生活習慣を身につけるにあたり、発達年齢に応じた対応や方法をとるよう職員に周知していますが、個人差等には十分に配慮して無理なく根気よく関わるなかで身につけていくようにしています。

・その際、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っています。

・また、子どもが基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるような働きかけをしているかを再確認することが望まれます。

<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
--	---

<コメント>

- ・子どもが主体的に活動できる環境を次のように整備しています。
- ・朝の登園時には子どもの動線に配慮した生活準備がスムーズにできるようにしています。自由遊びでは自ら遊びを選択できるようにしています。
- ・朝夕の合同保育や日中の保育においても、他クラスとの交流が図られらようにしています。
- ・散歩や園外保育では、公共の場における約束ごとや、あいさつなど社会的ルールや決まりを実際に体験することで身につけていく機会としています。
- ・当地域には公園がたくさんあり、自然も豊かで季節の草花や自然の生き物を目にしたり触れることで、経験したこと、感じたこと、考えたことを自由に表現できるように援助しています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

- <コメント>
- ・乳児保育(0歳児)においては、次のような配慮を行っています。
 - ・保育士1人が3人の子どもの受けもっています。授乳やおむつ・衣類の脱着、遊びなど一人ひとりの発達に合わせたゆったりとした関わりを行っています。
 - ・各自の連絡帳にて、園と家庭での食事や排便、睡眠の様子等を相互に共有しています。
 - ・離乳食については、その都度、一人ひとりの発達に見合った食事を提供しています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

- <コメント>
- ・3歳未満児(1・2歳児)の保育においては、次のような配慮を行っています。
 - ・探索活動が十分に行えるような環境を整えたり、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しつつも、子どもの年齢や発達、状況に合わせた関わりができるようにしています。
 - ・言葉でまだ上手く自己表現できない子どもたちの気持ちを受けとめ、一人ひとりに丁寧に関わったり、友だちとの仲立ちをしたりしています。
 - ・異年齢児との交流の機会を設けてふれあい遊びを行ったり、実習生との交流の機会もあります。
 - ・一人ひとりに子どもの状況に応じ、家庭と連携した取り組みの一層の進展を期待します。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

- <コメント>
- ・3歳児以上の保育においては、次のような配慮を行っています。
 - ・3歳以上の各年齢の保育に関して、集団の中で養護と教育を一体的に展開できるような環境整備をしたり、保育の内容や方法については指導計画に記載のもとで十分な配慮を行っています。
 - ・子どもたちの育ちや取り組んできた活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫として月単位・個人単位で保育ダイアリーやドキュメンテーション、ホームページ、インスタグラム等を利用して伝えています。
 - ・なお、児童票は個人情報になるため保護者には開示しないことにしています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

- <コメント>
- ・障害のある子には、クラスの指導計画と関連付けた個別の指導計画を作成し、できる限り状況に配慮した個別の支援を行っています。
 - ・また、厚木市の発達支援センターとも情報を共有し、相談やアドバイスを受けていたりしています。
 - ・保護者とも連携をとり、情報の共有化を図り、園と家庭がともに同じ方法で子どもに関われるように配慮しています。
 - ・園の建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮しています。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

- <コメント>
- ・それぞれの子どもの在園時間を考慮した取り組みについては、次のような対応を行っています。
 - ・延長保育(20時まで)の子どもについては、異年齢児合同での保育を実施しています。
 - ・子どもが好きな遊びを選択できるように、複数の遊具を設置し、活動に応じて机を配置したり、ゆったりできる環境を心掛けています。
 - ・延長保育の子どもには、補食を提供しています。また、担当者の引継ぎについては、伝達ノート(乳児・幼児遅番ノート)を用いて、子どもの状況について伝達漏れのないように配慮をしています。なお、伝達内容によっては、担任が直接保護者に対応する場合があります。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり配慮している。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>

- ・計画の中に小学校との連携について記載する欄があります。
- ・就学前には、各就学先の先生から園児の状況についての聞き取りの連絡が入り、担任が対応しています。
- ・幼保小交流会で年長児が小学校見学に行ったり、前年度の年長担当が授業見学や意見交流会に参加することがあります。
- ・保育所児童保育要録は園長の責任のもとに担任が作成し、小学校の担任に渡します。
- ・子どもや保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会の一層の進展が望まれます。

<p>A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
--	----------------------

<コメント>

- ・健康管理マニュアルがあり、受け入れ時の健康観察から降園時までの子どもの健康状態を把握する配慮事項等が記載されています。
- ・子どもの体調変化、軽微なけがについては、降園時に状況と園での様子を保護者に詳しく説明し、発熱、嘔吐、下痢などの体調が悪化した場合は速やかに連絡しています。
- ・熱性けいれんやアレルギー、肘内障等病歴を持つ子どもについては、保護者との話し合いの結果を受けた職員間で情報の共有を図り、適切な対応が出来るように周知し、状況によって連絡を入れています。
- ・けがの対応は、保護者に状況を正確に知らせる処置の方法等を伝え、帰園後から登園時までの様子を聞くなど保護者とのコミュニケーションを図っています。
- ・年間の保健計画が作成されていて看護師による健康教育があり、年数回の「ほけんだより」が保護者に配布・掲示されています。
- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）については担当者の研修参加の報告書を職員全員で確認しています。日常の保育の中で午睡時のうつぶせ寝などに注意し「睡眠チェック表」（乳児は5分～幼児は30分間隔）に記録されています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>b</p>
--	----------

<コメント>

- ・それぞれ年2回の健康診断と歯科検診が行われ、記録のファイルは保管され保育に活かされています。
- ・健康診断で肥満気味の子どもの増加している傾向が認められる場合等は翌年の課題として検討され、運動の取り入れや咀嚼の大切さなどを反映した保健計画が作成されます。
- ・歯に関しては、歯みがきを丁寧にする歯みがきデーを取り入れた保育などに反映しています。
- ・保護者には健康診断や歯科検診の結果を家庭での生活に活かすように伝え、要注意点があれば詳しく話して医療機関の受診を勧めることもあります。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>

- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って法人が作成した「食物アレルギー給食マニュアル」が整備されています。
- ・除去食については、保護者から医師の診断結果をもとにした「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」と保護者が記入する「アレルギー食 除去・解除申請書」の提出を求めています。
- ・成長期の子どものため、定期的に医師の診断を仰ぎながら、解除になったものから献立に取り入れるようにしています。
- ・除去食のない子どもにはトレイによる配膳はないが、除去食のある子どもにはトレイの上に蓋（除去食と名前記入）のある食器で各クラスへ配膳されます。
- ・給食室からクラスに配膳の担当者で確認し、クラスの担任に渡す際にも確認をするダブルチェックにより誤食防止に努めています。
- ・調理は業者に委託していますが保育園給食の専門性が高い業者で全員ができるだけ同じメニューにする工夫もしてくれます。
- ・保護者には、外食機会が多いので除去食に注意するように促し、食材が分からない場合は少しづつ食べさせて様子を見るように伝えています。

<p>A-1-(4) 食事 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
--	----------------------

<コメント>

- ・子どもの年齢や発達に応じ、量、形状、大きさなどに配慮しています。
- ・同じクラスの子どもでも、1歳児などで完了食に移行していない場合には離乳食の対応をする等、一人ひとりの状態に応じたきめ細かい配膳を行っています。
- ・また、ご飯を保温おひつでクラスに配膳することで、個々の食べられる量やその日の体調等を担任が把握し、子どもの意向を確認し調整しています。
- ・園で育て収穫した野菜を給食で調理してもらい食べたり、稲を育てることで米作りの過程を知り、食べ物や作る人への感謝の気持ちを持つことができます。
- ・節句や行事に合わせたメニューと手作り飾り付きや伝統的な行事食を取り入れた季節感のあるメニューなど食事を楽しむ工夫をしています。
- ・栄養士はクラス別に喫食状況を確認しメニューの調整に反映させています、また、月1回の食育を行っています。

【A16】 A-1-(4)-②
子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

<コメント>

- ・毎日、喫食状況の記録として子どもの様子や残量等が記載された「園給食日誌」があります。
- ・栄養士がクラスの子どもたちの給食を食べる様子を確認する機会を持つことで食事の提供の仕方の改善や、はしの持ち方や姿勢等を指導する機会にもなっています。
- ・月1回、栄養士・クラスリーダー・主任・施設長による給食会議を通して、喫食状況や盛り付け、給食室からの提案等を話し合いながら改善策を検討しています。その中で、かわいい盛り付けなど子どもが食べることに興味を持つようにしています。
- ・味付けの基本は薄味で、塩分ではなく出汁で味を活かすようにして砂糖も極力抑えています。
- ・1階の壁面に給食コーナーの枠があり、延長保育の捕食献立表と申込記入表とともに栄養士による「ぱくぱくだより」が貼られ、保護者に家庭でのおいしく安心な食の情報を提供しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携

第三者評価結果

【A17】 A-2-(1)-①
子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

<コメント>

- ・連絡帳アプリを活用して連絡を取りたいときはお互いアプリに記入して保護者と密に連絡を取り合うことができるようになりました。
- ・乳児クラスは毎日の家庭での様子を、幼児クラスは休んだ次の日は必ず連絡を頂き、休日の様子を伝えてもらうようお願いしています。
- ・毎日、各クラスの保育の様子と保育の狙いを記した写真付きの保育ダイアリーを作成し玄関に掲示しています。
- ・月末には、1か月の個々の子どもの成長記録と園生活の記念としてポートフォリオ（写真のファイル）を保護者に渡しています。
- ・必要に応じ、保護者と直接話し合う機会を設け、対応しています。
- ・保育所で読み聞かせる絵本を家庭でも読み聞かせて絵本好きの子どもになって欲しいとの思いから、月刊の絵本を購入していたり取り組みをしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

【A18】 A-2-(2)-①
保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

b

<コメント>

- ・保育所のモットーは「笑顔で挨拶」で、保護者には笑顔で接して話しやすい、相談しやすいコミュニケーションづくりを心掛けています。その背景には「職員が楽しく保育すれば親も喜んで来てくれる」という考えがあります。
- ・保護者からの相談等に応じる体制があり、内容によっては担当者だけでなく、主任、場合によっては園長も同席し対応を行っています。
- ・保護者の就労事情による時間帯等の都合にも柔軟に対応しています。
- ・相談内容については、記録をするとともに職員間で情報を共有しています。

【A19】 A-2-(2)-②
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

<コメント>

- ・虐待防止マニュアルを整備し、虐待時の対応が文書化され、職員の虐待防止研修参加を計画的に実施しています。
- ・普段から保護者とコミュニケーションを図り、家庭状況を十分に把握するとともに、子育てに悩みを抱えている保護者にはアドバイスできるようにする等、虐待防止に務めています。
- ・虐待の疑いの状況は保護者と子どもの両者が悩みを抱えていることがあるため、早期発見のためには子どもと保護者の双方の兆候を感知するように心がけています。
- ・園児においては、チェックリストに基づいて、着替えの際に怪我、あざ等が無いかを意識して観察するようにして、懸念される身体兆候は写真を含めた記録に残すようにしています。また、子どもの表情や態度などにも気をつけて見るようにしています。
- ・少しでも虐待の兆候を感じたときは、一人で判断するのではなく複数の職員で確認しミーティングなどで検討しています。
- ・虐待が疑われるケースにおいては、日時や状況等を記録し、日ごろから情報交換して連絡を取り合えるようにしている市役所や児童相談所等と連携して早期の対応につながるよう心がけています。
- ・虐待等疑いの早期発見は、多様な事例情報の収集と取り組みを積むことが期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<コメント>	
<ul style="list-style-type: none"> ・年度末の保育所の自己評価を行う時期に、チェックリスト形式で職員毎の自己評価をスマホで入力して、主任や施設長と面談をして考え方や思いの違いを話し合いながら保育実践の評価と成長に向けた個人目標を定めていきます。 ・成長シート（個人の自己評価シート）は、夏前に振り返りを入力して主任・施設長と面談が行われます。 ・「保育士一人ひとりが成長すれば子どもに良い影響を及ぼす」という趣旨で個人の自己評価が行われていますが、システム的に運用することによって業務改善等にも有効な仕組みとしていくことを期待します。 ・振り返りの機会が多く、自身の向上と保育実践の向上が一体となる意識が醸成されていくことが期待されます。 	